

社会福祉施設等における業務継続計画の策定について

中部総合事務所県民福祉局共生社会推進課

令和 3 年度報酬改定等の中で、業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられました。
以下の国の研修資料等を参考にし、令和 6 年 3 月 31 日までに策定してください。

・介護保険、障がい福祉サービス施設、事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続（BCP）ガイドライン、計画ひな形など

・新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難になります。まず、業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方針、体制、手順等を示した業務継続計画（BCP）を作成しておくことが非常に重要です。

・業務継続計画（BCP）については、令和 3 年度報酬改定等の中で、全ての介護サービス事業所、障がい児者福祉サービス事業所に策定の義務付けがなされました。令和 6 年 3 月 31 日まで 3 年の経過措置が付いておりますが、期限内での作成をお願いします。

・別添ガイドライン、計画ひな形は厚生労働省が示しているものです。計画書のひな形や普段から活用できるような体調チェックリストなどの様式集などがございますのでご活用ください。また、作成にあたってのアドバイス等の研修動画もございますのでご活用ください。

<参考> BCP 作成支援に係る研修（厚生労働省作成）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html 【介護】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html 【障がい】